

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件について

令和 3 年 5 月
消 防 庁 予 防 課

【概要】

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定により、防火対象物（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 1 第 20 項に規定するものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等の点検（以下単に「点検」という。）が義務付けられている。泡消火設備は、令第 7 条第 2 項第 5 号に規定する消火設備にあたることから点検の対象となり、昭和 50 年消防庁告示第 14 号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件）（以下「第 14 号告示」という。）別表第 5 に、それぞれ機器点検及び総合点検に係る基準が定められている。

今般、「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学大学院教授）において、泡消火設備の一斉開放弁及び分布等の点検基準の合理化を図ることや、ペルフルオロオクタンスルホン酸とその塩（以下「PFOS」という。）以外の化学物質を用いた泡消火設備についてもサンプリング検査を認めることについて必要性が明らかになったことを踏まえ、第 14 号告示を改正し、以下のとおり泡消火設備の点検基準を改正することとした。

（1） 泡消火設備の一斉開放弁に係る機器点検及び総合点検方法について

一斉開放弁の機器点検（機能に係るものに限る。）及び総合点検については、設置後 15 年を経過したものに限り実施することとし、設置後 20 年を経過しないものにあつては、設置後 15 年を経過した日以後 5 年を経過する日までの間に、設置後 20 年を経過したものにあつては、機器点検又は総合点検により、その機能が正常であることを確認した直近の日以後 5 年を経過する日までの間に確認するものとする。

（2） 泡消火薬剤の分布等に係る総合点検方法について

泡消火薬剤の分布等については、設置又は泡消火薬剤の交換の日から 15 年（たん白泡消火薬剤を用いるものについては 5 年）を経過したものに限り確認するものとする。また、これまで、PFOS を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備についてのみ、泡消火薬剤の分布等に係る総合点検に代わる方法として、消火薬剤のサンプリング検査が認められていたところ、その他の化学物質を用いた泡消火薬剤についても認めることとする。

【施行日】

公布の日から施行する。